

ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」ロゴマーク使用に関する要綱

平成 24 年 4 月 1 日策定

平成 24 年 7 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）が創設した「創造都市ネットワーク」のデザイン分野に神戸市（以下「市」という。）が認定されたことに伴い、ユネスコと市が作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用について必要な事項を定めることにより、「デザイン都市・神戸」の取り組みの周知、発信に寄与することを目的とする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークの制式は別記のとおりとする。

(使用)

第 3 条 ロゴマークは、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合を除き、公序良俗に反しない限り、ユネスコ創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」の取り組みの趣旨に賛同するすべての個人・企業・団体等が使用できるものとする。

一 収益を生み出す活動、または特定の政治、思想、宗教の活動に関して使用されると認められる場合。

二 特定の個人、企業または団体の信用を高めるものと認められる場合。

三 その他ユネスコ創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」の取り組みの意義を損ない、または取り組みの正しい周知、理解の妨げになる恐れがあるなど、市が使用することを不相当と判断した場合。

2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は使用者が責任をもって対処するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。

3 市は使用者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合は、使用の停止や改善等必要な指示を行うことができることとする。

(使用届出書)

第 4 条 ロゴマークの使用を希望する者は、事前に「ロゴマーク使用届出書」（別紙様式第 1 号）（以下「届出書」という。）および、ロゴマークの使用内容が明示された資料を提出しなければならない。

2 市は「届出書」を提出した者に対し、「ロゴマーク使用届出受領書」（様式第 2 号）（以下「届出受領書」という。）を交付するものとする。

3 市は、使用届出書を提出せずにロゴマークを使用している者に対して、使用届出書を提出し、届出受領書の交付を受けるように指示することができるものとする。

4 市が後援名義等の使用承諾をした事業については、使用届出書の提出を省略することができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、届出受領書の交付日から当該年度の最終日までとする。
ただし、期間満了後引き続き使用する場合は、再度使用届出書を提出し、届出受領書の交付を受けるものとする。

(その他)

第6条 本要綱に定めるものの他、必要な事項は市が別に定める。

附則

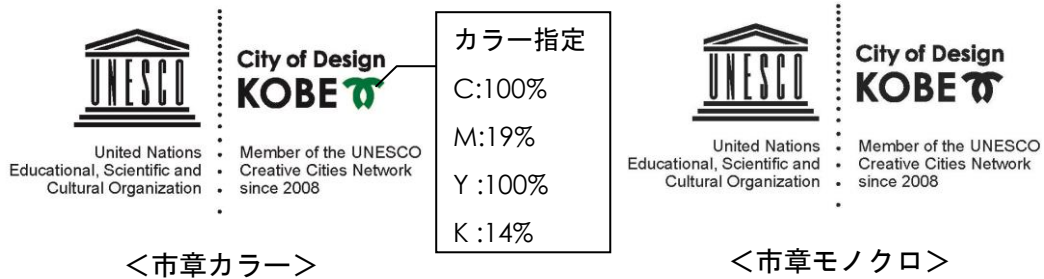
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

改正後の要綱は、平成24年7月1日から施行する。

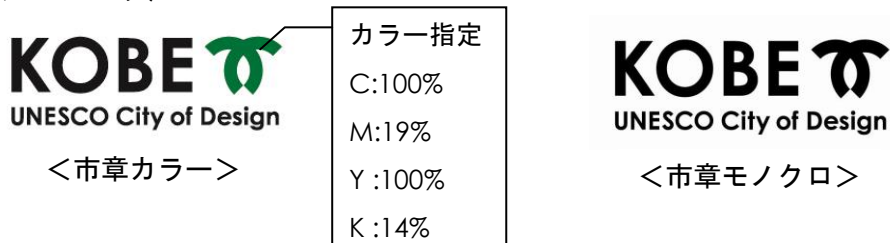
【別記】

1. ロゴマークを下図の通りとする。ただし、モノクロについては、単色のカラーも可能とする。

〈ロゴマーク〉



〈簡易版ロゴマーク〉



2. ロゴマークの使用方法は、以下の通りとする。

- ①ロゴマークは一体として使用するものとし、ロゴマークの一部のみを使用することはできない。
- ②ロゴマークの拡大縮小については、縦横の比率を変更できない。
- ③ロゴマークは、下図の寸法未満に縮小できない。



神戸市企画調整局デザイン都市推進部 御中

使用者
担当者
連絡先

ロゴマーク使用届出書

ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」のロゴマークを使用したいので、下記の通り届出いたします。

1. 使用するロゴマーク ロゴマーク ・ 簡易版ロゴマーク

2. 使用する目的

3. 使用する主体及び活動等の概要

4. 使用する期間

ロゴマーク等の使用にあたっては、ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」の取り組みの趣旨を十分に踏まえるとともに、ロゴマーク使用に関する要綱を遵守したうえで使用いたします。

使用者

印

平成 年 月 日

No. _____

様

神戸市企画調整局
デザイン都市推進部
部長

ロゴマーク使用届出受領書

あなたの提出されました「ロゴマーク使用届出書」を下記の通り受領しましたので届出受領書を交付します。つきましては、使用届出書内容及びロゴマーク使用に関する要綱を遵守のうえ、ご使用下さい。

1. 使用するロゴマーク ロゴマーク ・ 簡易版ロゴマーク

2. 使用する目的

3. 使用する期間